

「中学校学習指導要領案について」のパブリックコメント

新日本婦人の会中央本部
東京都文京区小石川 5-10-20

1、新設された「前文」に「我が国と郷土を愛する」態度を強調し、国家や企業の要請に応える「人材」育成に転換することに反対

今回の改定案には、これまでになかった「前文」が小学校、中学校学習指導要領、幼稚園教育要領に設けられました。2006年に「国家・国益のために」180度転換した改悪教育基本法の第1条「教育の目的」、第2条「教育の目標」がそのまま掲載され、学習指導要領案がその全面实施するものとなっていることに強く憤りを感じます。「総則」では小学校・中学校とも「我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「社会及び国家の発展に努め」が記されており、またグローバル人材育成に向けた英語教育の強化で、子どもの人格の完成をめざす教育から、国家や企業の要請の応える「人材育成」に転換したのになっていることから、学習指導要領案に反対します。

1、「領土」に関する記述が増加、「グローバル化に対応する」人づくりに懸念

今回、小中学校の教科「社会」で竹島、尖閣諸島が「固有の領土」として初めて記述されています。中学「地理」では、「我が国が、固有の領土である竹島や北方領土」「尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在しない」と、政府見解のみの記述となっていること、「歴史」では、領土の画定を扱う際に「北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣列島の編入についても触れること」と強調し、「公民」では日本が竹島や北方領土について「平和的な手段で解決にむけて努力している」ことを取り上げるよう規定しています。これまでにない「領土」に関する記述に、政府が規定する「愛国心」を刷りこませるのがねらいではないでしょうか。

これは学習指導要領案の「前文」の「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」の具体化であり、また教科「社会」の目標に「グローバル化する国際社会に主体的に生きる（中略）公民としての資質・能力」を育成することをめざすとあります。

教育の目的は本来「人格の完成」をめざすものです。それが「国家や企業の要請に応える人材育成」に変わってしまったことに大きな怒りを覚えます。